

平成 31 年 2 月 8 日
障害福祉担当部障害者地域生活課

障害者施設整備等に係る基本方針の検討状況について

1 主 旨

第 5 期世田谷区障害福祉計画に基づき、昨年より検討を進めている今後の障害者施設整備等に係る基本方針の検討状況を報告する。

2 基本方針策定の目的

施設整備は中長期にわたる取組みが必要となることから、今後の障害者の増加を踏まえながら、障害者施設の所要量見込み、施設整備の方策、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方を整理し、施設需要への的確な対応を図る。

3 検討経過

平成 30 年	8 月	1 日	学識経験者や施設運営事業者、区職員からなる「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」設置
	8 月	5 日	第 1 回検討委員会（今後の障害者数の見込みと施設需要の考え方、施設整備の考え方 ほか）
	8 月	28 日	第 2 回検討委員会（施設所要量の整理、施設整備の方向性 ほか）
	10 月	31 日	第 3 回検討委員会（基本方針対象期間の考え方、施設所要量の整理、施設整備の方向性、重度化等への対応の考え方 ほか）
	12 月	26 日	第 4 回検討委員会（施設整備の具体的方策の考え方、重度化等への対応の方向性、グループホーム整備の考え方 ほか）

4 基本方針対象期間

基本方針の策定を平成 32 (2020) 年度としていることから、対象期間を 10 年間とし、平成 42 (2030) 年度までとする。

5 検討委員会による課題整理状況

(1) 施設所要量見込み

今後の障害者通所施設の所要量（平成 42 (2030) 年 4 月時点）

生活介護 : 350 人分程度不足

就労継続支援 B 型 : 260 人分程度不足

所要量の年度経過等

所要量は、特別支援学校卒業時の進路見込みを中心に、他施設との移行数及び施設退所数を想定しながら、今後の整備予定を加味して算定した。

平成31年4月時点の定員数の不足分については、必要な職員配置を行いながら、区立施設を中心に定員を上回る利用者受入れにより対応予定である。平成32(2020)年度、33(2021)年度についても同様の対応を見込んでいるが、平成34(2022)年4月には「生活介護」で100名、就労継続支援B型で50名をそれぞれ越える定員不足となる見通しである。

今後、施設整備や利用者の状況を踏まえた既存施設の有効活用等の具体的な手立てを講じない場合、平成42(2030)年には「生活介護」で350人程度、「就労継続支援B型」で260人程度の定員不足が生じると見込まれる。

< 所要量見込み抜粋 >

(単位:人)

生活介護	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	平成34年4月 (2022年)	平成42年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	622	649	744	988
定員数	516	626	641	641
不足数	106	23	103	347

*平成30年度～平成31年4月まで3施設定員110人増 平成32年4月まで1施設定員15人増

就労継続支援B型	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	平成34年4月 (2022年)	平成42年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	620	645	727	937
定員数	597	636	676	676
不足数	23	9	51	261

*平成30年度～平成31年4月まで2施設定員39人増 平成32年4月まで1施設定員40人増

(2) 施設整備等の方向性

住み慣れた「地域」において通所施設が利用できるよう、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、小規模・分散化の視点で施設整備を図る必要がある。実現に向けては、公有地活用のほか、既存施設の有効活用等の具体的方策を検討する必要がある。

現在、区立施設を中心に「生活介護」「就労継続支援B型」施設では、必要な職員配置を行いながら定員を上回る利用者の受入れを行っている施設がある。施設需要の増加を踏まえると、現在の受入れ数の範囲内で、当面この対応を継続することは止むを得ない面がある。

「就労継続支援B型」施設に関しては、「就労支援」「就労定着支援」の充実を図る一方、「生活介護」施設を含むいずれの施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できるよう、障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流を進める必要がある。

(3) 重度化等への対応

医療的ケアを含む重度障害者への対応については、身近な地域での受入れが求められるが、当面は対応のノウハウの蓄積などを図るため、三宿つくしんぼホーム等現在の受入れ施設や梅ヶ丘拠点障害者支援施設での受入れを行う必要がある。

(4) グループホーム整備等の考え方

中軽度の障害者対象のグループホームの整備については、不動産事業者等との連携による民間事業者の整備促進を図る。

重度障害者への対応については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策の検討が必要である。

定期的通所が困難な精神障害者のための日中の居場所等障害特性に応じた施設整備の必要性についても、調査し整理する必要がある。

6 今後の検討

検討委員会で整理された所要量や施設整備にあたっての方向性、重度化対応等の議論を踏まえ、その実現の方策（既存施設の有効活用等）、グループホーム整備促進策などについて、さらに検討委員会での議論を進める。

本年6月頃までに検討の取りまとめを行い、10月から着手を予定している「次期ノーマライゼーションプラン及び第6期障害福祉計画」の策定に向けた検討素材として「障害者施策推進協議会」へ提供し、以降のプラン及び障害福祉計画検討に反映させながら、施設整備「基本方針」を策定する。

7 今後のスケジュール（予定）

平成31（2019）年6月頃まで	・第5・6回検討委員会
10月～	・「次期ノーマライゼーションプラン及び第6期障害福祉計画」策定着手
	・施設整備「基本方針」素案検討
平成32（2020）年2月	・「基本方針」素案とりまとめ
6月	・「基本方針」策定
平成33（2021）年3月	・「次期ノーマライゼーションプラン及び第6期障害福祉計画」策定（基本方針の反映）